

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は、離婚時の厚生年金の分割と  
配偶者加給年金の加算についてです。



従業員

私は昭和36年4月2日生まれの（厚生年金加入期間30年）の男性です。前妻とは離婚をした際、厚生年金の分割をしました。この度、再婚することとなり、私がこれから受給する厚生年金には再婚した妻を対象とする配偶者加給年金は加算されるのでしょうか？

A

はじめに厚生年金の離婚分割について説明します。

平成19年4月から実施された離婚による厚生年金の分割は、離婚当事者の婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、離婚時に限り当事者間で分割する制度です。平成19年4月以後の離婚であれば、その日より前の厚生年金保険料納付記録も分割の対象になります。また、按分割合は50%を上限とします。（分割請求は2年時効）

ということで、前妻に分割をされたものは年金額ではなく、婚姻期間中の年金の計算の元となる標準報酬が分割されたということになります。

次に配偶者加給年金額とは、厚生年金被保険者が65歳に到達し、老齢厚生年金の受給権を取得した当時（計算額の基礎となる月数が240月以上）、配偶者加給年金の対象者が生計維持または年齢の条件を満たしているときに支給されます。（厚年法44条1項）

生計維持の条件としては、受給者と生計を同一にしていた配偶者で、年収850万円の収入を将来にわたって得られない人が該当します。（厚年法44条）

あなたの場合、65歳到達時に婚姻関係があり生計維持を認められることで、現在の奥様に配偶者加給年金額が支給されます。（この場合の婚姻関係は、法律婚だけでなく事実婚関係にある人も含みます。）また、配偶者の年齢については配偶者が65歳になるまで加給年金額は加算されます。ちなみに令和6年度の配偶者加給年金額は408,100円となっています。



城間先生

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

9月：6日（金）・13日（金）・20日（金）・27日（金）  
10月：4日（金）・11日（金）・18日（金）・25日（金）

毎週金曜日  
各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

無料電話相談

